

平成二十年四月二十四日提出
質問第三二七号

後期高齢者終末期相談支援に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者終末期相談支援に関する質問主意書

平成二十年四月一日より実施されている後期高齢者終末期相談支援について、以下のとおり質問する。

一 終末期における診療方針等について十分に話し合った内容は、文書又は映像により記録した媒体（電子媒体を含む）にまとめることとされているが、厚生労働省は、紙面による場合の具体的な様式（以下「様式」という。）は作成しているのか。それとも作成していないのか。

二 厚生労働省は、様式を作成していない場合、今後、作成するのか。それとも作成しないのか。

三 厚生労働省は、今後、様式を作成する場合、いつまでに作成するのか。

四 厚生労働省は、様式を作成しない場合、その例をお示しいただけるのか。

五 厚生労働省が、医療機関からの問い合わせがあつた場合に説明する、様式に記述すべき必要事項を具体的に箇条書きでお示しいただきたい。

六 医師又は歯科医師が患者と話し合うこととされている、病状が急変した場合の延命治療等の実施の希望については、延命治療等の実施希望があることを期待しているのか否か。

七 また、病状が急変し、医療機関に搬送する場合については、期待しないことを前提としているのか否

か。

八 後期高齢者医療制度に税金から補助金を投入している都道府県はどこか。都道府県名をお示しいただきたい。

九 後期高齢者医療制度へ税金による補助金を投入している都道府県のうち、経過措置として行っている都道府県はどこか。都道府県名をお示しいただきたい。また、それらの都道府県にあつては、いつ保険料が上がるのか。その時期をそれぞれの都道府県毎にお教えいただきたい。

右質問する。